

船舶事故調査（掃海艇うくしま火災）について
（経過報告）

令和7年10月30日
運輸安全委員会（海事部会）

運輸安全委員会は、令和6年11月10日、福岡県宗像市大島沖において発生した船舶事故（掃海艇うくしま火災）について、令和6年11月から原因を究明するための調査を進めてきたところであるが、これまでの調査で得られた情報をもとに、更に事実の確認や分析を進めるとともに、関係者からの意見聴取等を行う必要がある。このため、本件調査については、本事故が発生した日から1年以内に調査を終えることが困難であると見込まれる状況にあることから、運輸安全委員会設置法第25条第4項の規定に基づき、以下のとおり当該調査の経過を報告する。

なお、本経過報告の内容については、今後、新たな情報の入手等により、修正されることがあり得る。

また、本調査は、本件船舶事故に関し、運輸安全委員会設置法に基づき、船舶事故及び事故に伴い発生した被害の原因を究明し、事故等の防止及び被害の軽減に寄与することを目的として行うものであり、本事故の責任を問うために行うものではない。

1. 船舶事故の概要

掃海艇うくしま（基準排水量510トン、海上自衛隊佐世保地方隊下関基地隊第43掃海隊所属）は、福岡県宗像市大島北方沖を鹿児島県志布志港に向けて航行中、令和6年11月10日09時40分頃、機械室から出火した。

2. 調査の概要

運輸安全委員会は、令和6年11月11日、本事故の調査を担当する主管調査官ほか1人の船舶事故調査官を指名した。現時点までに関係者からの口述聴取、船体調査、本船の運用管理に関する情報収集等を実施した。

3. 判明している主な事実情報

（1）事故の経過

本船は、艇長ほか36人が乗り組み、第43掃海隊司令部（隊司令ほか3人）が乗船し、令和6年度機雷戦訓練（日向灘）等に参加する目的で、響灘、平戸瀬戸、九州西方海域及び大隅海峡を経由して志布志港に向かうため、掃海艇とよしま（以下「とよしま」という。）と共に、令和6年11月10日07時35分頃、山口県下関市所在の海上自衛隊佐世保地方隊下関基地を出港した。本船は、宗像市所在の大島北方沖を、速力約13ノットで航行中、09時40分頃、機械室から出火した。本船は、消火活動を実施し、

また、とよしま及び来援した巡視船等による放水が行われたが、火勢が増して消火困難となった。本船は、15時43分頃、宗像市大島神崎鼻の北西約1,700mの海上において投錨し、総員離艦した。火災発生時に機械室で当直に当たっていた乗組員2人のうち、1人が行方不明となり、1人が煙を吸い込むなどして負傷した。本船は、11日00時05分頃、投錨地点付近において転覆し、08時34分頃、沈没した。



図1 事故発生場所

(2) 事故後の経過

令和6年12月25日、本船の沈没場所付近の海底で人骨が発見、回収された。鑑定の結果、行方不明となっていた乗組員の骨と確認された。

本船は、令和7年6月7日、引き揚げられた。

(3) 船舶の主要目

艦船国籍証書の番号	686
船舶所有者	防衛省
基準排水量	510トン
L × B × D	54.00m × 9.40m × 4.20m
船質	木
機関	ディーゼル機関2基
出力	662kW／基 合計1,324kW

推 進 器 4翼可変ピッチプロペラ2個
進 水 年 月 平成13年9月



写真1 本船（出典：海上自衛隊HP）

（4）人の死傷

死亡 1人、負傷 1人

（5）船舶の損傷

全損（令和7年10月8日付け除籍）

（6）気象・海象

11月10日 10時00分 天気 晴れ、気温 20℃、風向 南東、風速
約4m/s、視程 約10km、波高 0.1～0.5m

4. 今後の調査

本船舶事故の原因及び本船舶事故に伴い発生した被害の原因の究明並びに事故の再発防止策の検討のため、これまでの調査で得られた情報をもとに、火災が発生した経緯など、更なる事実確認や分析のほか、関係者からの意見聴取等を行う必要がある。

本委員会は、これまでの調査、分析等によって得られた結果を踏まえて、引き続き本船舶事故の原因等の調査を進める。